岩手県監査委員告示第36号

監査結果の公表(平成29年岩手県監査委員告示第30号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月7日

岩手県監査委員 小 野 共 岩手県監査委員 千 葉 伝 岩手県監査委員 吉 田 政 司 岩手県監査委員 工 藤 洋 子

- 1(1) 監查対象機関名 県土整備部建設技術振興課
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年4月25日
 - イ 本監査実施日 平成29年6月14日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成29年8月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してか	支出事務に当たっては、支払状況等を複数の職員により
ら支出しているものが3件、486,000円あったので、適正な	管理を行い、適正な事務の執行に努めることとした。
事務の執行に努められたい。	

- 2(1) 監査対象機関名 県南広域振興局土木部花巻土木センター
 - (2) 監査実施日
 - ア 予備監査実施日 平成29年5月9日及び同月10日
 - イ 本監査実施日 平成29年6月20日
 - (3) 監査結果の公表の日 平成29年8月8日
 - (4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
道路占用料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調	道路占用料の徴収に当たっては、道路占用許可システム
定しているものがあったので、適正な事務の執行に努めら	のデータを複数の職員により確認を行うなど、適正な事務
れたい。	の執行に努めることとした。